

答 申 第 4 8 号
平成15年12月 3日

尼崎市長
白 井 文 様

尼崎市公文書公開等審査委員会
会長 芝池 義一

公文書の非公開決定処分に係る異議申立てに対する
諮問について（答申）

平成14年6月21日付け尼開第8号の3による下記の諮問について、別紙のとおり答申いたします。

記

平成14年4月16日付け非公開決定処分に対する異議申立てについての諮問

答 申

第1 本審査委員会の結論

尼崎市長が平成14年4月16日付け尼開第8号の2で行った非公開決定処分は妥当である。

第2 異議申立ての趣旨及び理由

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成14年4月8日付けで尼崎市公文書の公開及び個人情報保護に関する条例（以下「条例」という。）第4条の規定により行った「南武庫之荘住宅地区改良事業に伴う別紙の買収除去に対する補償価とその支払先名」の公文書公開請求（尼崎市長（以下「実施機関」という。）が下記の非公開決定を行った時点で特定したのは、「南武庫之荘住宅地区改良事業に伴う

の買収除却に対する補償価とその支払い先名」であり、その後の非公開理由説明書作成時点において、更に具体的に「建物買収除却関係書」及び「支障物件移転補償金関係書」と2つの文書を特定している。なお、この2つの文書が実施機関の非公開理由説明の対象になっている。）に対し、実施機関が平成14年4月16日に行った非公開の決定処分の取消しを求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書において主張している異議申立ての理由は次のとおりである。

本件の非公開の理由は「当該公文書不存在」となっている。今回非公開となった情報は同地区同胞大衆であればその誰もが知ることで当然の権利である。今回の情報公開請求に対する尼崎市行政の対応は不誠実の極みでしかなかった。

結論として尼崎市が市民の市政に対する信頼と理解を深めるためには従来の誤った対応を改め市民が要求する情報の公開請求にすみやかに応じるべきである。

尼崎市はこの件に関する限り 同胞大衆に情報を公開することこそが義務であり同胞大衆の面前で説明する必要がある。

情報公開が 組織防衛上云々という市職員がいたがそれは逆である。

尼崎市は条例第12条にある如く「実施機関は市民の市政に対する信頼と理解を深めるため市民が必要とする情報を的確に把握し積極的に提供しよう努めるものとする。」を遵守すべきである。にもかかわらずこのたびの行政の姿勢ははなはだ不誠実極まるものであり部分公開された情報も実態不明なものでしかなかった。

まず初めに公文書閲覧申出書に対する回答書が間違った名称で返ってきた。閲覧申出書に在日本朝鮮人総联合会尼崎西支部守部分会と記載した地図を提出した。にもかかわらずその回答書にはなぜか在日本朝鮮人連盟守部支部としてあった。これは明らかな間違いであり恣意的なすり替えではないかと強い疑念を持たざるを得ない。

第2点、1982年度に補償はしたという一覧表原票（金額は不明）ならばある、というので

部分情報公開をしてもらったが“除却”とだけが記してあり補償の有無さえわからない実態不明の情報でしかなかった。

第3点、こうした不透明に対し“異議申立書”を提出したところ尼崎市総務局法制課はなぜかこれを受理できないと言明、とにもかくにも異議申立書を受理することは“不可”であるの一点張りで頑として受理を拒否した。

その根拠として条例第2条第2号の「公文書の公開・・・公文書（この条例の公布の日（昭和64年1月1日）以後に決裁手続等が終了した文書に限る。）」を全面的に展開し異議申立てはできないと主張、諦める他方法はなく、それにしても後日の証拠としてその旨一筆書いてもらった次第である。しかしながらなお諦めることができず、執念で法制課長を呼んでもらい執拗に交渉した結果、公文書公開請求に際しては文書の種類と様式があり、私が掴まされた4号様式では不可だが、1号様式であれば受理するという法制課長の言葉と共に1号様式をもらい、やっとの思いで異議申立てができる“資格”を得た次第である。

以上のような経過を觀る時、尼崎市は終始一貫して情報の公開を妨げたとは言わないまでもこれをしぶったことは否めない。尼崎市は条例第3条「実施機関は第1条に掲げる市民の権利が十分に保障されるようこの条例を解釈し及び運用する・・・」に照らし“上記”の情報をすみやかに公開すべきである。

第3 実施機関の主張要旨

実施機関が非公開とした理由は次のとおりである。

平成14年4月8日付けで「公文書公開請求」があった公文書「建物買収除却関係書」及び「支障物件移転補償金関係書」は、昭和57年度に作成されたものである。

文書の保存期間については、尼崎市文書規程第59条により「第2種10年間保存」と定められ、平成4年度末をもって保存期間（10年）が満了し廃棄されていることから、文書自体が存在しないため条例第6条第2項の規定により、公文書非公開と決定したものである。

第4 審査委員会の判断

1 判断に当たっての基本的な考え方について

条例第4条では「次の各号に掲げるものは、実施機関に対し、公文書の公開を請求することができる。」と規定しており、市内に住所を有する者等に公文書公開請求権を付与している。そして、この「公文書の公開」とは、条例第2条第2号で、「実施機関が、第4条から第9条までの規定により、公文書（この条例の公布の日以後に決裁手続等が終了した公文書に限る。）を閲覧させること」と規定している。以上のことから、条例上、条例の公布の日以後に決裁手続等が終了した公文書（以下「条例公布後の公文書」という。）に限り、公開請求権が認められているものである。したがって、条例公布後の公文書の中に本件請求の趣旨に沿う公文書が実際に存在しない場合には、条例上、実施機関は公文書の公開・部分公開決定を行うことはできない。

また、条例の公布の前日に決裁手続等が終了した公文書（以下「条例公布前の公文書」とい

う。)については、条例はその公開請求権を規定しておらず、ただ条例第11条で実施機関の公文書の閲覧についての努力義務を定めているにすぎない。そのため、条例公布前の公文書については実施機関が閲覧を認めなかったとしても、その行為は行政庁の処分には当たらず、行政不服審査法及び条例第23条で規定する救済手続きの対象外であると考えられる。

とはいえ、条例第23条の趣旨に鑑み、本審査委員会としても、条例公布前の公文書の中における本件請求の趣旨に沿う公文書の存否(以下「条例公布前の該当公文書の存否」という。)について関心を持つべきものとする。

また、条例公布後の公文書の中に本件請求の趣旨に沿う公文書が存在するかどうか(以下「条例公布後の該当公文書の存否」という。)については、本審査委員会として当然判断を行わなければならない。

2 公文書の存否について

以上のことを踏まえ、本審査委員会は条例公布前の該当公文書の存否及び条例公布後の該当公文書の存否について実施機関に対して意見聴取を行った。

まず、条例公布前の該当公文書の存否については、実施機関の意見陳述によれば、「建物買収除却関係書」及び「支障物件移転補償金関係書」(いずれも条例公布前の公文書(昭和57年度作成)である。以下「当該公文書」という。)の2つの文書がこれに該当するものであると考えられるものの、実施機関の非公開理由説明書のとおり、当該公文書は平成4年度末をもって保存期間(10年)が満了し廃棄されたということであった。また、南武庫之荘住宅地区改良事業(以下「本件事業」という。)を行っていた事務所では公文書の保存期間延長の手続きはとらず、当該事務所を閉じた時点(平成5年度末)で事務を引き継いだ所管課には上記廃棄の際に当該公文書は引き継がれなかったということであった。

なお、本審査委員会は当該公文書が実際に廃棄され、現在は不存在であるということの現場での確認までは行っていない。しかし、実施機関の意見陳述などによる限り当該公文書が廃棄されていないことをうかがわせるような積極的な事情を見出すことはできなかった。

さらに、それ以外に異議申立人の請求の趣旨に沿う公文書の存在を認めることができなかった。

また、異議申立人は口頭での意見陳述の際、請求する文書がマイクロフィルムで保存されているのではないかという疑義を述べ、また10年保存というのは請求する文書の内容から見て保存期間が短いのではないかという意見も述べているが、尼崎市ではマイクロフィルム作成の対象は尼崎市文書規程第59条の「第1種永年保存」の文書のみということであり、マイクロフィルムの存在を認めることはできなかった。さらに、本審査委員会としては、文書の保存期間について「第1種永年保存」にすべきであるとか、あるいは「第2種10年間保存」が妥当であるといった意見を述べる立場にはない。

次に、条例公布後の該当公文書の存否について、本審査委員会が実施機関に質したが、その存在を認めることができなかった。

以上のように、実施機関が保管する条例公布前および公布後の公文書の中に、本件請求の趣旨に沿う公文書の存在を認めることはできない。

3 結論

以上の理由により、「第1 本審査委員会の結論」のとおり答申する。

以 上